

1 設問1

2 1. 本件株式発行の効力が生じたことにより、本件決議1・2の取消しの訴え（会社法831条）

3 は本件株式発行の無効の訴え（828条1項2号）は吸収される。そこで、Bは甲社の「株主」

4 （828条2項2号）として本件株式発行の無効の訴えを提起する。

5 2. Bは、非公開会社においては適法な特別決議（199条2項、309条2項5号）を経ていな

6 いことが新株発行の無効原因になるという考えを前提として、本件決議2の取消事由（831

7 条1項各号）を基礎づけるために以下の通り主張する。

8 まず、①本件招集通知には本件議案1及び「定款変更の件」という議題の記載がなかった

9 ことから本件決議1には取消事由があり、本件決議1が本件決議2の前提要件であることか

10 ら本件決議1の取消事由が本件決議2の取消事由を基礎づけると主張する。

11 次に、②本件招集通知には本件議案2及び「新株発行の件」という議題が記載されていな

12 いことが本件決議2の取消事由を基礎づけると主張する。

13 そして、③Cによる説明が199条3項に違反することが本件決議2の取消事由を基礎づけ

14 ると主張する。

15 3. ①

16 （1）会社法上、議題については招集通知に記載することが要求されている（298条1項2号）

17 が、議案については記載が要求されていない。したがって、①のうち、招集通知に「定款

18 変更の件」という議題が記載されていなかったことだけが、「招集通知…の…法令…違反」

19 （831条1項1号）として本件決議1の取消事由になる。また、309条5項違反による

20 「決議の方法が法令…に違反する」という取消事由もある。

21 （2）本件決議（108条2項1号、466条、309条2項11号）は本件決議2の前提条件であ

22 るから、本件決議1に取消事由があることが本件決議2の取消事由になると解する。した

23 がって、前記（1）の点は本件決議2の取消事由に当たる。

(3) 前記(1)ゆえに、Bは、本件議案1のことを、本件議案が本件定時総会で上程された段階で初めて知り驚いている。そして、本件議案1について議決の準備をする機会を与られていなかったため、Cからの虚偽の説明を真に受けて、渋々ながら本件議案1について賛成している。このように、前記(1)の瑕疵は、議題について議決する準備の機会を与えるという298条1項2号及び309条5項の趣旨を著しく害するものだから、「違反する事実が重大でなく」とはいえない。したがって、裁量棄却(831条2項)されない。

(4) 会社法は、非公開会社については、既存株主の持ち株比率維持の利益を重視して、既存株主の意思に反する新株発行について新株発行無効の訴えによって救済する趣旨である(199条2項、309条2項5号、828条1項2号かつこ書)。そこで、非公開会社においては、適法な特別決議を経ないことが新株発行の無効原因になると解する。したがって、本件決議2に取消事由があることにより、本件株式発行は無効である。

4. ②

(1) 前記3(1)の通り、②のうち、招集通知に「新株発行の件」という議題を記載していないことについて、298条1項2号及び309条5項違反が認められ、これが本件決議2の取消事由(831条1項1号)となる。

(2) 2の瑕疵についても、前記3(3)と同様の事情があるため、「その違反する事実が重大でなく」とはいえず、裁量棄却されない。

(3) したがって、4(1)の瑕疵も、3(4)の考えにより、本件株式発行の無効原因となる。

5. ③

(1) 非公開会社では、株価評価が困難であることもあるため、有利発行に該当するとして取締役の責任が追及されることになると資金調達を過度に萎縮させる危険がある。そこで、非上場会社においては、客観的な資料に基づく一応合理的な算定方法によって発行価値が

決定された場合には、特段の事情のない限り、「特に有利な金額」（199 条 3 項）による有利発行に当たらないと解するべきである。

令和 2 年 2 月中旬、中立的な専門機関は、甲社の事業計画や財務状況を示す客観的な資料に基づき、本件優先株式について合理的な方法による評価額の算定を行い、その結果、本件優先株式の評価額は 1 株当たり 4 万円と算定された。にもかかわらず、P・Qの主張に依じる形で、上記 4 万円の 2 分の 1 にすぎない 1 株当たり 2 万円を払込金額とすることとなった。そのため、1 株当たり 2 万円という払込金額は客観的な資料に基づく一応合理的な算定方法によって決定されたものではない。このことに、払込金額が上記 4 万円の 2 分の 1 にすぎないことと、本件優先株式の客観的な評価額の算定後から払込期日までの間に本件優先株式の価値を著しく変動させるような事情がなかったことからすれば、1 株当たり 2 万円という払込金額は「特に有利な金額」に当たる。したがって、本件株式発行は有利発行である。

（2）有利発行ゆえに、取締役は本件定時総会において 199 条 3 項に基づく説明義務を負う。

Cは、2 万円という 1 株当たりの払込金額は中立的な専門機関が合理的な方法によって算定した評価額に相当するという虚偽の説明をしているため、本件決議 2 には、199 条 3 項の説明義務への違反を理由とする「決議方法が法令に違反する」という取消事由がある。

（3）Cが意図的に虚偽の説明をしているため、5（2）は「違反する事実が重大でなく」とはいえない。そのため、裁量棄却はない。

（4）したがって、5（2）の点も本件株式発行の無効原因となる。

6. よって、Bの主張が上記の通り認められる。

設問 2

1. 小問（1）

（1）Dは、本件株式併合（180 条以下）により、保有する本件優先株式の数が 5000 株から

2500 株まで減らすことにより、配当優先額の合計額が 500 万円（1000 円×5000 株）から 250 万円（1000 円×2500 株）まで低下するという利益を受ける。

（2）P は、（1）に加え、今後、甲社が新株発行を行った場合に持ち株比率が低下する限度が、5000／20 万から 2500／20 万まで拡大されるという意味で、持ち株比率維持の利益について不利益を受けるおそれがある。

2. 小問（2）

（1）D は甲社の「株主」として、本件決議 3 の取消の訴え（831 条 1 項）を提起するとともに、本件決議 3 の執行停止を内容とする仮処分の申立て（民事保全法 23 条）をすることが考えられる。

ア. 3 号の趣旨は、利益相反的な議決権行使による資本多数決の濫用を是正して決議の公正を図ることにある。そこで、「特別の利害関係を有する者」（831 条 1 項 3 号）とは、当該議案について他の株主と相反する利害関係を有する株主を意味する。本件議案 3 が可決された場合、本件優先株式を保有する P・Q は前記 1（1）の不利益を受ける一方で、本件普通株式のみを保有する A・B は配当優先額の合計額が減少するため自分たちが株式保有を通じて支配している甲社の利益が増えるという利益を得る。そのため、A・D は、本件議案 3 について他の株主である P・Q と相反する利害関係を有する株主として「特別の利害関係を有する者」に当たる。

イ. 「著しく不当な決議」とは、特別利害関係株主以外の株主に著しい不利益が生じる決議を意味する。本件決議 3 は、P・Q に対して上記 1（1）（2）の不利益を及ぼし又は及ぼすおそれがあるものだから、P・Q に著しい不利益を生じさせるものとして「著しく不当な決議」に当たる。

ウ. 本件議案 3 について P・Q が反対したにもかかわらずこれが可決されたのは、両名で甲社の発行済み株式総数（9 万株）の 8／9 の株式を保有している A・B が賛成したから

である。したがって、A・Bが「議決権を行使したことによって、著しく不当な決意がされた」という因果関係もあり、3号の取消事由が認められる。

よって、決議取消しの訴えが認められる。なお、前記 1 (1) (2) による不利益性の大ききからすれば保全の必要性もあるといえるから、仮処分の申立ても認められる。

(2) Pは、甲社の「株主」として本件株式併合の差し止め訴訟(182条の3)を提起するとともに、仮処分の申立をすることが考えられる。

180 条 1 項でいう「株主総会の決議」は適法なものであることを要する。したがって、本件株主併合には、本件決議 3 に取消事由があるという意味で、180 条 1 項違反という「法令…違反」による差止事由がある。

前記 1 のとおり、P は本件株式併合により前記 1 (1) (2) の「不利益を受けるおそれ」がある。

したがって、差止訴訟が認められる。前記 2 (1) の通り保全の必要性もあるから仮処分の申立ても認められる。

(3) Pは、本件臨時総会に先立ち、本件株主併合に反対する旨を甲社に対し書面で通知した上で、本件臨時総会においても本件議案 3 に反対しているため、「反対株主」(182 条の 4 第 1 項、同条 2 項 1 号)に当たる。しかし、本件株式併合により P が保有している本件優先株式の数が 5000 株から 2500 株になるため、P が保有する株式について「端数」は生じない。したがって、反対株主の買取請求は認められない。

以上